

九ノ一二、関城書裏書

出典 群書類従 卷第四百五十四

解説 関城書裏書は実質的には元弘日記裏書とも称するもので、内容は元弘元年八月から興国元年（一三〇〇年）五月までの記事を南朝方の立場で記述する。

叙述は簡単であるが、時日を明記するものもあり信憑すべき史料の乏しい南北朝時代初期の貴重な記録である。

原文

今年^{元弘}八月九日改元。同月大外記之注上進関東一之处。有^二詔書^一。無^三改元記^一。仍関東不

レ用^二新曆^一。用^二元徳曆^一。

同月廿四日戊剋主上行^二幸笠置城^一。

同月八日。東坂本合戦。源時信家僕并海東一類戦死。

九月廿日。春宮量仁践祚。

同廿七日。貞直。貞冬。高氏等発^二向笠置城^一。

十一月七日。前坊第一宮康仁親王立坊。

今年^{元弘}三月七日。主上遷^二幸隠岐国^一。

同八日。尊良親王遷^二坐土佐国^一。

同九日。妙法院尊澄法親王遷^二坐讚岐国^一。

同廿二日。改^二元徳四年^一為^二正慶元年^一。十一月十三日。大嘗会。

今年^{元弘}三月廿日。治時発^二向金剛山^一。

同月廿四日。主上出^二御隠岐国^一。同日。遷^二坐伯耆国稻津浦^一。

同廿六日。遷^二幸船上山^一。

四月廿七日。高氏加^二官軍^一。高家為^二円心^一被^レ誅

五月八日。仲時。時益奉^レ具^二新主両主^一没^二落関東^一。時益於^二関山^一伏^レ誅。仲時於^二馬場宿^一

自害。新主両院以下帰洛。

同廿二日。源義貞滅^二鎌倉^一。高時法師崇鑑并一族悉滅亡。

六月七日。主上遷^二幸大内^一。年号并人々官位以下可^レ用^二元弘三年^一云々。

十月。皇子義良并顯家卿下^二向奥州^一。上野入道道忠奉^二補佐^一之間。国中早速静謐訖。

十二月。成良親王并左馬頭直義下^二向鎌倉^一。

今年^{建武}正月二十三日。以^二恒良親王^一為^二皇太子^一。^{年十。}

同月廿九日。改^二元建武^一。

三月。高時餘類等襲鎌倉不利。
十月。高時一族於紀伊国飯盛山構城柵。正成有殊効。
十一月。津軽凶徒時如高景以下束手乞降。
同月十五日。兵部卿護良親王被禁囚。仰尊氏配鎌倉。
(以下略)

読みくだし文

今年元弘元八月九日改元。同月大外記の関東に注進の処、詔書有りて、改元の記無し。仍
つて関東新暦を用いず。元徳暦を用う。

同月廿四日戌剋主上笠置城に行幸す。

同月八日。東阪本合戦。源時信家僕並びに海東一類戦死。

九月廿日。春宮量仁践祚。

同廿七日。貞直、貞冬、高氏等笠置城に発向す。

十一月七日。前坊第一宮康仁親王立坊す。

今年元弘二。三月七日。主上隠岐国に遷幸す。

同八日。尊良親王土佐国に遷坐す。

同九日。妙法院尊澄法親王讃岐国に遷坐す。

同廿二日。元徳四年を改め正慶元年と為す。

十一月十三日。大嘗会。

今年元弘三年「関東号正慶二年」二月廿日。治時金剛山に発向す。

同月廿四日。主上隠岐国を出御、同日伯耆国稻津浦に遷坐す。

同廿六日。船上山に遷幸す。

四月廿七日。高氏官軍に加わり、高家円心が為に誅さる。

五月八日。仲時、時益新主両主に具し奉てまつり、関東に没落す。時益関山に於いて誅に伏す。

仲時馬場宿に於いて自害す。新主両院以下帰洛す。

同廿二日。源義貞鎌倉を滅し、高時法師崇鑑並びに一族悉く滅亡す。

六月七日。主上大内に遷幸す。年号並びに人々の官位以下元弘三年を用ゆべしと云々。

十月。皇子義良並びに顯家卿奥州に下向す。上野入道道忠補佐し奉るの間、国中早速静謐にな
り訖んぬ。

十二月。成良親王並びに左馬頭直義鎌倉に下向す。

今年建武元正月二十三日。恒良親王を以て皇太子と為す年十三。

同月廿九日。建武と改元す。

三月。高時の餘類等鎌倉を襲うも利あらず。

十月。高時の一族紀伊国飯盛山に於いて城柵を構うるも、正成殊に効有り。

十一月。津軽の凶徒時如高景以下手を束ね降を乞う。

同月十五日。兵部卿護良親王禁囚さる。尊氏に仰ぎ鎌倉に配す。

(以下略)